

大津市地産地消推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、農業関係団体等が実施する地場農産物の生産及び消費の拡大並びに品質の向上等に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市域における地産地消を推進することを目的とする。

（補助対象事業等）

第2条 この要綱による大津市地産地消推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業の項目及び内容、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率等は、別表に定めるところによる。

（交付申請書）

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市地産地消推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第4条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市地産地消推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市地産地消推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第5条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市地産地消推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市地産地消推進事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第6条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市地産地消推進事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市地産地消推進事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(承認通知書等)

第7条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市地産地消推進事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市地産地消推進事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市地産地消推進事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市地産地消推進事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市地産地消推進事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市地産地消推進事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第10条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市地産地消推進事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市地産地消推進事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市地産地消推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市地産地消推進事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 ふるさと特産振興事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、前項に規定する日の前日までに別表（7）の項に掲げる事業について補助金の交付の決定を受けた者に係る当該補助金の交付については、別表採択要件等の欄に規定する期間に限り、なお従前の例により補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業項目	事業内容	補助対象者	対象経費	採択要件等	補助率又は額
(1) おおつブランド育成事業	市内における流通量が少ない農産物並びに付加価値の高い農産物の生産及び消費の拡大に係る経費並びに付加価値の高い加工品（自らが市内で生産した農産物を主たる原材料とするものに限る。）の消費の拡大に係る経費に対して助成を行う。	(1) 農業協同組合 (2) 特産品グループ (3) 認定農業者 (注) 特産品グループとは、農産物の生産や加工販売を目的として、生計を異にする3人以上で組織された団体であって、規約等が整備され、独立して会計処理ができる団体とする。	(1) 種子代又は苗代 (2) 肥料代 (3) 薬剤費 (4) 研修費 (5) 販路開拓費（出展料、印刷製本費、通信通信費、広告宣伝費、その他販路開拓に要する経費） (6) 生産資材費 (7) 作業委託費 (8) 借地代 (9) 包装資材費（パッケージデザイン代を含む。） ただし、農産物の生産及び消費の拡大に係る事業にあつては第1号から第8号までに掲げる経費を、加工品の消費の拡大に係る事業にあつては第5号及び第9号に掲げる経費を対象経費とする。	補助対象となる農産物及び加工品は、品種等を勘案して市長が特に認めたものであること。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 1年度につき1品目当たり200,000円を限度とする。
(2) スマート農業機械導入事業	市内における農作業の効率化、負担軽減及び高品質化のための、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した機械等の試験的な導入に係る経費に対して助成を行う。	(1) 農業協同組合 (2) 特産品グループ	(1) 機械本体購入費 (2) 設置工事費（運搬費を除く。） (3) 付属機械及び機器で市長が特に認めたものの費用	(1) 補助対象となる機械及び機器は、先端技術を活用した農作業の効率化、負担軽減及び高品質化に資するものであること。 (2) 特産品グループが事業実施主体の場合は、3年以上の活動実績を有するグループであること。 (3) 特産品グループが事業実施主体の場合は、構成員が作付けする対象農産物の面積が10haを超えていること。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 事業1件当たり500,000円を限度とする。 (3) 国庫補助事業の対象となる内容の事業については、国庫補助金の1/2相当額を限度とする。

				(4) 事業完了後5年間は、毎年度利用状況等を報告すること。	
(3) 消費拡大イベント開催事業	市内で開催する次に掲げる事業に係る経費に対して助成を行う。 (1) 農産物の消費拡大に関する事業 (2) 農産物の料理方法の普及に関する事業 (3) 農業体験に関する事業	(1) 農業協同組合 (2) 特産品グループ (3) 農事組合法人 (4) 認定農業者	(1) 会場借上料 (2) 会場設営費 (3) イベントの出展料 (4) 広告宣伝費 (5) 講師謝礼（料理方法の普及に関する事業に限る。） (6) 資材費（食材費を除く。）	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める人数以上の参加が見込める事業であること。 (1) 農産物の消費拡大に関する事業 100人（ただし、認定農業者が実施主体の場合は、50人） (2) 農産物の料理方法の普及又は農業体験に関する事業 50人（ただし、認定農業者が実施主体の場合は、25人）	(1) 事業費の30%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ定める額を上限とする。 ア 販売のみを行う農産物の消費拡大に関する事業 200,000円 イ アに掲げる事業以外の農産物の消費拡大に関する事業 400,000円 ウ 農産物の料理方法の普及又は農業体験に関する事業 100,000円
(4) 朝市運営委員会運営事業	朝市グループを支援する事業に対して助成を行う。	大津朝市運営委員会	(1) 会議費 (2) 研修費 (3) 広告宣伝費 (4) 参画する朝市グループに対する活動用資材購入費	参画する朝市グループの質の向上及び活動を支援する事業であること。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) グループ数に10,000円を乗じた額を限度とする。
(5) 野菜園芸出荷協議会運営事業	野菜等の安定的な生産・出荷体制の確立を図る事業に対して助成を行う。	大津市野菜園芸出荷協議会	(1) 会議費 (2) 研修費 (3) 広告宣伝費 (4) 出荷促進のための資材購入費 (5) 品質向上のための新技術の検証に要する経費	参画する野菜生産者の質の向上、生産拡大及び出荷を促進する事業であること。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 400,000円を限度とする。
(6) 施設野菜生産振興事業	野菜等の作期調整と生産期間の拡大を図るためのパイプハウス（温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設）の設置及び当該	農業協同組合	(1) ハウス資材購入費 (2) 設置工事費（運搬費を除く。） (3) 保険料（保険加入期間のうち、加入開始から1年間	(1) 設置したパイプハウスを利用して、年間を通じて農作物の栽培をすること。 (2) パイプハウスの面積が100㎡以上であること。 (3) 加入する保険は、風水害、雪害、火災等によりパイプハ	次に掲げる額の合計額とする。 (1) パイプハウスの設置に係る経費に対する助成にあつては、パイプハウス設置農家1戸につき、事業費の30%以内（ただ

	パイプハウスに係る園芸施設共済その他の保険の加入に係る経費に対して助成を行う。		分を対象に当該年度に支出した経費に限る。)	ウスが被害を受けた場合の損失を補填するためのものであること。 (4) 保険料のみを補助の対象とすることはできないこと。	し、1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、400,000円を限度とする。)の額 (2) 保険の加入に係る経費に対する助成にあつては、パイプハウス設置農家1戸につき、事業費の50%以内(ただし、9,000円を限度とする。)の額
(7)園芸産地づくり強化支援事業	地域の特性に応じた特産野菜、特産果樹及び特産花きの生産を目的とした試験栽培に係る事業に対して助成を行う。	農業協同組合	(1) 種子代、苗代又は苗木代 (2) 肥料代 (3) 薬剤代 (4) 生産資材費 (5) 研修費 (6) 看板製作費 (7) 借地代 (8) 出荷資材費	(1) 展示圃で試験栽培する農産物は、市場及び直売所の意向を反映したものであること。 (2) 1産地又は1品目当たり3年度の間、事業に取り組むこと。 (3) 対象期間は1産地又は1品目当たり3年度までとする。	(1) 事業費の50%以内とする。(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。) (2) 1産地当たり200,000円(果樹にあつては、100,000円)を限度とする。
(8)6次産業化推進事業	農畜水産業者がその生産している農畜水産物を主たる原材料として自ら加工し、又は他者をして加工させ、新商品を開発、生産及び販売するために必要な経費に対して助成を行う。	(1) 農業協同組合 (2) 特産品グループ (3) 農事組合法人 (4) 認定農業者	(1) 報償費(講師謝礼、視察料) (2) 旅費 (3) 委託費(市場調査、新商品の試作、デザイン、成分分析等に係る費用) (4) 資材購入費(包装資材費、原材料費) (5) 賃借料(会場借上料、機械借上料等) (6) 販路開拓費(出展料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費その他販路開拓に要する経費) (7) その他経費(特許、商標登録、許可等の取得に要する経費)	(1) 市内において同等の商品が存しないこと (2) 委託費は、事業費の2分の1未満とすること。	(1) 事業費の50%以内とする。(ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。) (2) 1商品当たり200,000円を限度とする。 (3) 国庫補助事業の対象となる内容の事業については、国庫補助金の2分の1相当額を限度とする。

(9)6次産業化整備事業	農畜水産業者がその生産している農畜水産物を主たる原材料として自ら加工し、新商品の開発及び販売に取り組むために必要な機械及び施設の導入に係る経費に対して助成を行う。	(1) 農業協同組合 (2) 特産品グループ (3) 農事組合法人 (4) 認定農業者	次に掲げる機械又は施設の導入に係る機械本体購入費、設置工事費、本体工事費、電気設備費、給排水衛生設備費及び新商品の製造過程において必要な付属機械・施設の購入費（ただし、運搬費は含まない。） (1) 選別・選果用機械 (2) 冷却・冷蔵・冷凍用機械 (3) 検査用機械 (4) 処理・洗浄・加工用機械 (5) 乾燥・貯蔵用機械 (6) 出荷・包装用機械 (7) 集出荷施設 (8) 処理加工施設 (9) その他新商品の製造過程において必要な機械及び施設	(1) 市内において同等の商品が存しないこと。 (2) 事業項目(8)の6次産業化推進事業において試作した新商品を自ら加工する場合は、新商品を開発した年度から3年度までの期間に限り、事業の対象とする。 (3) 特産品グループが事業実施主体の場合は、3年以上の活動実績を有するグループであること。 (4) 導入する機械・施設の能力及び規模が適正であること。また、事業計画に導入する機械・施設の利用計画を添付し、その利用計画において、導入する機械・施設を適切に利用することが確実であると認められること。 (5) 収支計画に導入する機械・施設で加工する新商品の販売計画を添付すること。 (6) 事業完了後5年間は、毎年度利用状況等を報告すること。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 1商品当たり500,000円を限度とする。 (3) 国庫補助事業の対象となる経費については、国庫補助金の2分の1相当額を限度とする。
(10)「華麗なる大津野菜」生産拡大推進事業	地域の特性に応じた特産野菜のうち、カレーに使用する野菜（ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、キャベツ、ブロッコリー）を「華麗なる大津野菜」として重点的に生産拡大するための経費に対して助成を行う。	農業協同組合	(1) 種子代又は苗代 (2) 肥料代 (3) 薬剤代 (4) 生産資材費 (5) 研修費 (6) 看板製作費 (7) 借地代 (8) 販路開拓費（出展料、印刷製本費、通信費、広告宣伝費その他販路開拓に要する経費） (9) 共同利用機械の機械本体購入費及び設置工事費（ただし、運搬費は含まず、付属機械にあつて	共同利用機械については、「華麗なる大津野菜」の生産・収穫・乾燥・貯蔵・出荷に特化した機械に限る。	(1) 事業費の50%以内とする。（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。） (2) 国庫補助事業の対象となる経費については、国庫補助金の2分の1相当額を限度とする。

			は生産拡大のため必要と認められるものに限る。)		
--	--	--	-------------------------	--	--

様式第 1 号（第 3 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
氏名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市地産地消推進事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
事業着手予定年月日 事業完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	事業計画書 収支予算書

様式第 2 号（第 4 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市地産地消推進事業費補助金の交付について
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 補助事業者は、この補助金に関する法令・規則・要綱・要領等の定めるところに従わなければならない。 2 補助事業者は、この補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。 3 当該事業に係る事業実績報告書の提出は、年 3 月 3 1 日又は補助事業完了後 3 0 日以内のいずれか早い日とする。 4 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

（注）この決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して 1 5 日以内に申請の取下げをすることができます。

様式第 3 号（第 4 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市地産地消推進事業費補助金については、
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知
します。

補 助 年 度	年度
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 4 号（第 5 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市地産地消推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 5 号（第 5 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付決定変更通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市地産地消推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第 6 号（第 6 条関係）

大津市地産地消推進事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地産地消推進事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	変更事業計画書 変更収支予算書

様式第 7 号（第 6 条関係）

大津市地産地消推進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地産地消推進事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 7 条関係）

大津市地産地消推進事業変更承認決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地産地消推進事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第 7 条関係）

大津市地産地消推進事業中止（廃止）承認決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地産地消推進事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 7 条関係）

大津市地産地消推進事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地産地消推進事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

大津市地産地消推進事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地産地消推進事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

大津市地産地消推進事業実績報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市地産地消推進事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
事業着手年月日 事業完了年月日	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補 助 対 象 金 額)	円 (円)
添 付 書 類	事業実績書 収支決算書 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

様式第 1 3 号（第 9 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金確定通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市地産地消推進事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円 (円)
交 付 確 定 金 額	円

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった大津市地産地消推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 1 5 号（第 1 1 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大津市地産地消推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額		円
補助金を一括（分割） 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金交付決定取消通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市地産地消推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

大津市地産地消推進事業費補助金返還通知書

番 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市地産地消推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還請求します。

返 還 金 額	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。